

資料 4

消防計画
(防火・防災)

アスト津管理組合

目次

第1章 総則

- 第1条 目的
- 第2条 適用範囲
- 第3条 防火・防災管理業務の委託
- 第4条 被害想定等
- 第5条 消防計画を見直すための組織

第2章 防火・防災管理組織

- 第6条 管理権原者の責務
- 第7条 防火・防災管理者の権限及び業務
- 第8条 予防管理組織
- 第9条 休日・夜間等の対応
- 第10条 収容人員の管理
- 第11条 工事中の安全対策

第3章 自衛消防組織

- 第12条 自衛消防組織の編成
- 第13条 統括管理者の権限
- 第14条 統括管理者の責務
- 第15条 本部隊の任務
- 第16条 地区隊の任務
- 第17条 自衛消防組織の運用
- 第18条 自衛消防組織の装備

第4章 地震及び毒性物質の発散等の災害への対策

- 第19条 地震対策委員会の招集
- 第20条 地震災害対策本部の設置
- 第21条 出火防止対策
- 第22条 東南海・南海地震への対応
- 第23条 転倒落下の防止措置

- 第 24 条 エレベーター停止への対応
- 第 25 条 ライフライン等の不全への対応
- 第 26 条 被害状況の把握
- 第 27 条 救出救護
- 第 28 条 非常用物品等の準備
- 第 29 条 帰宅困難者対策
- 第 30 条 毒性物質の発散等の災害への対応

第 5 章 避難管理

- 第 31 条 避難誘導
- 第 32 条 避難施設・防火上の構造等の管理
- 第 33 条 避難経路の案内

第 6 章 自主・法定点検

- 第 34 条 点検・検査

第 7 章 教育・訓練

- 第 35 条 管理権原者の取り組み
- 第 36 条 防火・防災管理者の教育
- 第 37 条 自衛消防組織の要員に対する教育
- 第 38 条 従業員等の訓練
- 第 39 条 統括管理者等の資格管理
- 第 40 条 従業員等の教育訓練

第 8 章 雜則

- 第 41 条 消防機関との連絡
- 第 42 条 周辺地域の事業所・住民等との連携体制
- 第 43 条 規程の施行

アスト津ビル消防計画（防火・防災管理）

第1章 総則

（目的）

第1条 この計画は、消防法第8条及び第36条の規定に基づき、アスト津ビルの防火・防災管理について必要事項を定め、火災の予防及び火災、地震、毒性物質の発散等の災害による人命の安全確保、被害の軽減、二次災害発生の防止を目的とする。

（適用範囲）

第2条 この計画を適用する者の範囲は、次の各号のとおりとする。

- (1) アスト津管理組合の区分所有者、アスト津ビルの占有者（入居者等）及びアスト津ビルに出入するすべての者
 - (2) 防火・防災管理上必要な業務の一部を受託している者（以下「受託者」という。）
- 2 管理権原者は、この消防計画を入居者及び受託者に周知徹底しなければならない。

（防火・防災管理業務の委託）

第3条 防火・防災管理業務の受託者は、この計画に定めるところにより、管理権原者、防火・防災管理者、統括管理者等の指示、命令の下に適正に業務を実施する。

- 2 受託者の防火・防災管理業務の実施範囲及び方法は、別表17のとおりとする。
- 3 受託者は、防火・防災管理業務を一体として行うものとする。
- 4 受託者は、委託した防火・防災管理業務について定期的に統括防火・防災管理者に報告するものとする。

（被害想定等）

第4条 統括防火・防災管理者は、津市地域防災計画等に示されている震災時の被害予測及び防災マップ等を定期的に確認し、消防計画と整合性を図るものとする。

- 2 統括防火・防災管理者は、地震による避難施設・消防用設備・建築設備等に対する被害を想定するとともに、予想される被害について対策を講じるものとする。
- 3 被害想定の詳細は別表1に定める。

（消防計画を見直すための組織）

第5条 アスト津ビルの防火・防災管理業務の適正な運営を図るため、防火・防災対策委員会を置くものとする。

- 2 防火・防災対策委員会の構成は、別表2のとおりとする。
- 3 会議は、年1回行い、次の場合は臨時に開催するものとする。
 - (1) 社会的影響の大きい災害が発生したとき。
 - (2) 統括防火・防災管理者が開催する必要があると認めたとき。
- 4 会議における主な審議事項は、次のとおりとする。
 - (1) 防火設備・避難施設・消防用設備等の点検・維持管理に関するこ。

- (2) 自衛消防組織の運用体制・装備に関すること。
- (3) 自衛消防訓練に関すること。
- (4) 入居者の防火・防災訓練に関すること。
- (5) その他防火・防災管理上必要な事項に関すること。

第2章 防火・防災管理組織

(管理権原者の責務)

第6条 管理権原者は、アスト津管理組合 管理者 津駅前都市開発株式会社 代表取締役社長 前葉泰幸とし、アスト津ビルの防火・防災管理業務のすべてにおいて責任を負うものとする。

- 2 管理権原者は、防火・防災管理業務を適正に遂行できる管理的又は監督的な立場にある者を統括防火・防災管理者として選任するものとする。
- 3 管理権原者は、統括防火・防災管理者が消防計画を作成（変更）する場合、必要な指示を与えるなければならない。
- 4 管理権原者は、建物構造、建築設備及び避難施設の不備若しくは消防用設備等の不備欠陥を発見した場合は、直ちに改修するものとする。
- 5 管理権原者は、火災、地震、毒性物質の発散等の災害が発生した場合における自衛消防活動についての責任を負うものとする。
- 6 管理権原者は、共同防火・防災管理協議の構成員として、アスト津ビル全体の安全性を高めよう努めるとともに、定期又は臨時に開催されるアスト津ビル共同防火・防災管理協議会に参画するものとする。

(統括防火・防災管理者の権限及び業務)

第7条 統括防火・防災管理者は、津駅前都市開発株式会社 代表取締役専務 立松美樹とし、この計画の作成及び実行についてすべての権限を持って、次の各号に定める業務を行う。

- (1) 消防計画の作成及び変更
- (2) 自衛消防組織に係る事項
- (3) 防火安全に係る自主検査・点検の実施と監督
- (4) 消防用設備等の法定点検・整備及び立会い
- (5) 避難経路・避難口その他の避難施設の維持管理
- (6) 収容人員の適正管理
- (7) 初期消火・通報連絡・避難誘導及び救出救護などの訓練の実施
- (8) 火気の使用、取扱いの指導、監督
- (9) 収容物等の転倒、落下、移動の防止措置
- (10) 改装工事などの工事中の立会い及び安全対策
- (11) 放火防止対策の推進
- (12) 関係機関との連絡
- (13) その他防火・防災管理上必要な業務

(予防管理組織)

第8条 平素の火災予防及び地震時の出火防止を図るため、統括防火・防災管理者の下に、防火・防災担当者、火元責任者、建築物・火気使用設備器・危険物施設の点検検査員を置く。なお、予防管理組織は、別表2、別表3のとおりとする。

(休日・夜間等の対応)

第9条 統括防火・防災管理者は、休日・夜間等で入居者が少なくなる場合は、入居者相互の連絡を十分に行い、安全対策を講じるものとする。

2 夜間・休日等の防火・防災管理業務は、別表4「営業時間外等の防火・防災管理体制による管理体制」により行うものとする。

(収容人員の管理)

第10条 統括防火・防災管理者は、収容人員を適正に管理するものとする。

2 混雑が予測される場合は、避難経路の確保や避難誘導員の配置、増強等必要な措置をとるものとする。

3 避難経路については、別表5「避難経路図」に定めるものとする。

(工事中の安全対策)

第11条 統括防火・防災管理者は、工事関係者に対して、次の各号に定める事項を、遵守させるものとする。

(1) 溶接・溶断など火気を使用して工事を行う場合は、消火器などを準備して行うこと。

(2) 工事を行う場合は、指定された場所以外では喫煙火気の使用等を行わないこと。

(3) 危険物等を持ち込む場合は、その都度、統括防火・防災管理者に承認を受けること。

(4) 工事部分ごとに指定された防火担当責任者は、工事の状況について、定期に統括防火・防災管理者に報告すること。

第3章 自衛消防組織

(自衛消防組織の編成)

第12条 管理権原者は、火災、地震、毒性物質の発散等の災害による人的又は物的な被害を最小限に止めるため、自衛消防組織を編成するものとする。

2 自衛消防組織の活動範囲は、防火対象物全体とする。

3 自衛消防組織には、統括管理者を置き、必要に応じて本部隊及び地区隊を編成するものとする。

(1) 統括管理者は、自衛消防業務講習受講者がその任務にあたる。

(2) 統括管理者には、あらかじめその任務の代行者を定めるものとする。

4 自衛消防組織には次の各号に定める班を置くものとする。※

(1) 初期消火班・・・・・・火災の初期段階における消火活動

(2) 通報連絡(情報)班・・消防機関への通報及び被害状況の把握

- (3) 避難誘導班・・・・・・避難する際の誘導
 - (4) 安全防護班・・・・消防用設備等の監視及び防火戸の操作
 - (5) 応急救護班・・・・救出及び救護
- 5 本部隊には次の各号に定める班を置くものとする。
- (1) 本部隊には統括管理者を補佐するため、指揮班・初期消火班・通報連絡（情報）班・避難誘導班・安全防護班・応急救護班を設置するとともに、各班に班長を置く。
 - (2) 本部隊の活動拠点は防災センターとし、防災センター勤務員を本部隊の中核として配置する。
 - (3) 本部隊の班長は、自衛消防業務講習受講者がその任務にあたるものとする。
- 6 地区隊には地区隊長及び次の各号に定める班を置くものとする。
- (1) 地区隊に地区隊長を配置し、実働班として初期消火班・通報連絡（情報）班・避難誘導班・安全防護班・応急救護班を設置する。
 - (2) 地区隊の各入居者に係りを置くものとする。
- 7 自衛消防組織の編成は、別表6「自衛消防組織の編成表」に定めるのもとする。

（統括管理者の権限）

- 第13条 統括管理者は、火災、地震、毒性物質の発散等の災害が発生した場合の自衛消防活動について、その指揮、命令、監督等の一切の権限を有する。
- 2 管理権原者は、統括管理者の代行者として副統括管理者を定め、統括管理者の任務を代行するために必要な指揮、命令、監督等の権限をあたえるものとする。

（統括管理者の責務）

- 第14条 統括管理者は、管理権原者の指示により、自衛消防組織の機能が有効に發揮できるよう各隊を統括する。また公設消防隊に対して、必要な情報提供を行うものとする。

（本部隊の任務）

- 第15条 本部隊は、自衛消防組織の管理する区域で発生する災害において、リーダーシップを發揮し初動対応及び全体の統制を行うものとする。
- 2 本部隊は、防災センター勤務員を中心として、次の活動を行うものとする。
- (1) 本部隊の指揮班、通報連絡（情報）班は、防災センターにおいて次の任務にあたる。
 - ア 自衛消防活動の指揮統制、状況の把握
 - イ 消防機関への通報及び消防機関への情報提供
 - ウ 在館者に対する指示
 - エ 関係機関や関係者への連絡
 - オ 消防用設備等の操作運用
 - カ 地区隊への指揮や指示
 - (2) 本部隊の初期消火班及び避難誘導班は次の任務にあたる。
 - ア 消火器、屋内消火栓等を活用した消火活動
 - イ 非常放送設備、携帯用拡声器、メガホン等を活用しての避難誘導

ウ 在館者のパニック防止措置

(3) 本部隊の安全防護班及び応急救護班は次の任務にあたる。

- ア 防火戸、防火ダンパー等の操作
- イ ガス、危険物、火気使用設備等に対する応急防護措置
- ウ 倒壊危険箇所への立ち入り禁止措置
- エ スプリンクラー設備等の散水による水損の防止措置
- オ 負傷者の応急手当等の人命安全に係る措置
- カ 負傷者の情報に関する事項

(4) 必要に応じて本部隊の初期消火班員、避難誘導班員、安全防護班員、応急救護班員は、地区隊長の指揮の下で現場員として災害発生場所における任務にあたる。

(5) 統括管理者は、地区隊長が不在となった区域で災害が発生した場合、現場に駆けつける現場員のうち1名を指揮担当に指定し、現場活動の指揮にあたらせる。

(6) 本部隊は、地区隊長から応援要請があった場合は、他の地区隊に対して支援を要請し、応援地区隊の下で活動にあたらせる。

3 本部隊の任務は、別表7「自衛消防組織の任務表」に定めるのもとする。

(地区隊の任務)

第16条 地区隊は、地区隊の管理する区域で発生する災害においては、地区隊を中心となり現場活動を行うものとする。

2 地区隊は、地区隊長の指揮の下に、次の活動を行うものとする。

(1) 地区隊の通報連絡（情報）班は、以下の事項の任務にあたる。

- ア 被害状況の把握、情報の収集
- イ 災害発生場所、状況等の本部隊への報告
- ウ 消防機関への通報及び指定場所への連絡

(2) 地区隊の初期消火班は、消火器、屋内消火栓等を活用し消火活動の任務にあたる。

(3) 地区隊の避難誘導班は、以下の事項の任務にあたる。

- ア 携帯用拡声器、メガホン等を活用しての避難誘導
- イ 在館者のパニック防止措置
- ウ 避難状況の確認及び本部隊への報告

(4) 地区隊の安全防護班は、以下の事項の任務にあたる。

- ア 防火戸、防火ダンパー等の操作
- イ ガス、危険物、火気使用設備等に対する応急防護措置
- ウ 倒壊危険箇所への立ち入り禁止措置
- エ スプリンクラー設備等の散水による水損の防止措置
- オ 活動上支障となる物件の除去

(5) 地区隊の応急救護班は、救出及び負傷者の応急手当等の人命安全に係る措置にあたる。

3 地区隊の任務は、別表7-1「自衛消防組織の任務表」に定めるのもとする。

(自衛消防組織の運用)

第17条 統括防火・防災管理者は、自衛消防組織を勤務体制の変動に合わせて、柔軟に編成替えを行うとともに、入居者に割り当てた任務の周知徹底を図るものとする。

- 2 統括管理者は、自衛消防組織の基本編成による活動では困難と認められる場合は、本部隊・地区隊の各班の人員を増強又は移動するなどの対応により、効果的な自衛消防活動を行うものとする。
- 3 営業時間外における自衛消防組織は、防災センターを中心として、在館中の入居者は防災センター勤務員等の指示の下に協力するものとする。
- 4 営業時間外に災害が発生した場合は、消防機関に通報後、必要な初動措置を行うとともに管理権原者、防火・防災管理者等に連絡し、指示、命令の下に行動するものとする。
- 5 防火・防災管理者は、災害等の応急活動のため緊急連絡網や入居者の参集計画を別に定めるものとする。

(自衛消防組織の装備)

- 第 18 条 管理権原者は、自衛消防組織に必要な装備品を装備するとともに、適正な維持管理に努めなければならない。
- 2 自衛消防組織の装備品は別表 8「自衛消防組織装備品リスト」に定めるものとする。
 - 3 自衛消防組織の装備品は、防災センターに保管し、必要な点検を行うとともに常時使用できる状況で維持管理するものとする。

第 4 章 地震対策及び毒性物質の発散等の災害への対応

(地震対策委員会の招集)

第 19 条 管理権原者は、警戒宣言の発令及び東南海・南海地震に係る注意報（以下「警戒宣言等」という。）が発令された場合には、地震対策委員会を招集し、次の事項を協議するものとする。

- (1) 警戒宣言等が発令された場合の対応処置
 - ア 情報伝達の方法
 - イ 自衛消防組織の任務の確認
 - (2) 営業方針
 - (3) 在館者への対応
 - (4) 出火防止のための応急措置対策
 - (5) 時差退社の決定及び残留者の決定
- 2 地震対策委員会の構成は、防火・防災対策委員会の構成委員及び自衛消防組織の地区隊長以上をもって構成するものとする。

(地震災害対策本部の設置)

第 20 条 地震災害に伴う活動は、広範囲かつ長時間におよぶことから別表 9「地震災害対策本部」を設置する。

- 2 地震対策本部の任務は次のとおりとする。
 - (1) 被害状況及び活動状況の把握
 - (2) 自衛消防活動の支援
 - (3) 応急対策の決定

- (4) 復旧計画の策定
- (5) その他地震災害の活動に関すること

(出火防止対策)

第 21 条 地震時における火災は、消防用設備等の機能低下により対応が困難となることから、日頃から出火防止対策の徹底を図る。

- 2 地震が発生した場合は、次の各号に掲げる安全措置を行う。
 - (1) 地震発生直後は、身の安全を守ることを第一とする。
 - (2) 火気使用設備の直近にいる従業員は、電源、燃料等の遮断等を行う。遮断は、小さな揺れを感じた時又は大きな揺れがおさまった時に使う。
 - (3) 統括防火・防災管理者は、二次災害の発生を防止するため、建物、火気使用設備器具及び少量危険物施設等について点検・検査を実施し、異常が認められた場合は、応急措置を行う。
 - (4) ボイラー担当者は、ボイラーの使用停止及び燃料バルブ等の操作と確認を行う。

(東南海・南海地震への対応)

第 22 条 東南海・南海地震に関しては次によるものとする。

- (1) 統括防火・防災管理者は、東南海・南海地震に伴う津波警報等が発表された場合及び東南海・南海地震が発生したことを覚知した場合は、全入居者を指揮して地震及び津波に関する詳細な情報収集にあたる。
- (2) 情報収集の結果、災害が発生すると予想されるときは、当該施設内のすべての者に現在の状況及び必要な措置について周知する。
- (3) 避難誘導班を中心にして避難誘導にあたらせるとともに自動車運行の自粛、正確な情報入手の方法、避難対象地区及び避難場所等について広報する。
- (4) 統括防火・防災管理者は、前各号に掲げるほか津波からの避難に支障がない範囲で、地震による被害の発生防止又は軽減を図るために必要な措置を行わせる。
- (5) 統括防火・防災管理者は、入居者に対して東南海・南海地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識、避難対象地区及び避難場所に関する知識を予め教育しておく。
- (6) 統括防火・防災管理者は、東南海・南海地震に関して情報収集・伝達及び津波からの避難に関する訓練を実施する。

(転倒落下の防止措置)

第 23 条 統括防火・防災管理者は、次に各号に掲げる転倒落下防止等の措置を行うものとする。

- (1) 統括防火・防災管理者は、別記 10 「計器・備品等の転倒落下防止対策チェックリスト」を活用して、転倒落下防止対策が施されていることを確認するとともに、必要な措置を講ずること。
- (2) 地下 1 階の機械室、備品倉庫及び屋上の設備機器等は、アンカーボルト固定又は耐震ストッパーなどによって機器等の移動、転倒、落下防止措置を行うこと。
- (3) 建物等に付属する工作物の倒壊・転倒・落下を防止する措置を講ずること。

(エレベーター停止への対応)

- 第24条 統括管理者は、エレベーターの運行状況を確認し次の活動を行うものとする。
- (1) 本部隊は、インターホン等使用して閉じ込め者の有無について確認する。
 - (2) 閉じ込め者が発生した場合は、エレベーター管理会社の緊急連絡先に連絡する。
 - (3) 閉じ込め者の発生したエレベーターの停止位置を確認するとともに、エレベーター管理会社への連絡及びその他地震の状況等を適宜連絡し、閉じ込め者を落ち着かせる。
 - (4) エレベーター管理会社の行う「閉じ込め者発生時の救出訓練」等に参加し技術等を習熟している者がいる場合で、エレベーター管理会社の到着が著しく遅れるなど緊急やむを得ない場合は、エレベーター管理会社の到着を待たずに救出活動を行う。
 - (5) エレベーター管理会社が到着した場合は、エレベーターの停止位置等の情報を伝達し、現場へ誘導する。

(ライフライン等の不全への対応)

- 第25条 ライフライン等の機能不全への対応は、次のとおりとする。

- (1) 停電への対応
 - ア 防災センター勤務員は、自家発電設備の始動を確認するとともに館内放送で非常電源への切替えについて放送する。
 - イ 長時間の停電に備えて自家発電設備の燃料補給を行う。
- (2) ガス供給停止への対応
 - ア ガス緊急遮断装置の作動確認を行う。
 - イ 地震発生時はガス配管の漏洩点検を行う。
- (3) 断水への対応
 - ア 統括管理者は、給水弁を操作し消防用水を確保する。
 - イ 必要に応じ飲料水を確保する。
- (4) 通信障害への対応
 - 電話による通信は、原則として緊急通信に限定し、従業員の安否情報は災害伝言ダイヤル等を活用する。

(被害状況の把握)

- 第26条 統括管理者は、本部隊の通報連絡（情報）班等を活用して施設全体の被害状況を速やかに把握するよう努めるものとする。
- 2 通報連絡（情報）班及び防火・防災責任者は、担当範囲の被害状況を確認し、統括管理者に報告するものとする。
 - 3 防災センター勤務員は、総合操作盤等で把握できる被害状況を統括管理者に報告するものとする。
 - 4 入居者は、周囲の機器、物品等の転倒、落下等の有無と異常があった場合には、統括管理者に報告するものとする。
 - 5 統括防火・防災管理者は、震度5弱以上の余震が発生した場合は、再度被害状況調査を行うものとする。

(救出救護)

第 27 条 救出救護活動は、早期に実施することが効果的であり、消防機関等からの迅速な活動が期待できない場合は、自衛消防組織が主体となって行うものとする。

2 救出救護の原則

- (1) 建物等の下敷きになっている人の救出活動は、原則として火災を制圧してから救出活動にあたる。
- (2) 救出の優先順位は、人命の危険が切迫している人から救出し、救助を要する人が多い場合は、救出作業が容易な人から優先する。
- (3) 地区隊長は、損壊建物等での救出活動に際し、人手が不足する場合は、統括管理者に応援要請を行うとともに、周囲の人に協力を要請する。

3 二次災害の防止

- (1) 損壊建物等での救出活動は、二次災害の発生を防止するため監視員を配置する。
- (2) 損壊建物等での救出活動では不測の事態に備えて、消火器や水バケツ等を準備する。

4 応急救護所の設置及び負傷者の搬送

- (1) 本部隊の応急救護班は、地震の揺れがおさまった後、応急救護所を設置するものとする。
- (2) 応急救護所の設置位置は、避難の障害とならない場所に設置する。
- (3) 応急救護班は、負傷者が発生した場合は、応急手当を行うとともに、緊急の場合は、医療機関に搬送する。
- (4) 消防機関の救急隊が出動できない場合に備えて、搬送手段及び搬送経路について定めておくものとする。

(非常用物品等の準備)

第 28 条 管理権原者は、地震等に備えて別表 11 「非常用物品リスト」のとおり、非常用物品等を備蓄するよう努めるものとする。また統括防火・防災管理者は非常用物品等の点検整備を定期的に実施するものとする。

2 エレベーターかご内には必要に応じて非常用品を配置する。

- (1) 食料 概ね 5 人分
- (2) 飲料水 概ね 5 人分
- (3) 組み立てトイレ
- (4) 懐中電灯
- (5) 毛布

(帰宅困難者対策)

第 29 条 管理権原者は、帰宅困難となるおそれのある入居者及び在館者に対する情報の提供、保護支援手段の確保に努める。

- (1) ラジオ等、停電時にも正しい情報を入手できる手段を講じておく。
- (2) 帰宅困難な入居者及び在館者のための食料、飲料水（概ね 3 日分）及び寝袋等を準備する。
- (3) 従業員やその家族の安否確認方法や連絡手段として、N T T の災害用伝言ダイヤル及び携帯電話会社の災害伝言板の活用について周知しておく。

(毒性物質の発散等の災害への対応)

第 30 条 入居者等は、毒性物質の発散等があった場合又は、発散のおそれを見た場合は、防火・防災管理者及び統括管理者に連絡する。

- 2 統括管理者は、前項の情報を得た場合又は原因不明の多数の死傷者が発生した場合は、周囲への立入禁止措置を行い、入居者及び在館者を避難させる。
- 3 防火・防災管理者及び統括管理者は、前項に定める事態が発生した場合には消防機関及び警察に通報を行うとともに、毒性物質の発散等の災害の可能性について情報提供するものとする。

第 5 章 避難管理

(避難誘導)

第 31 条 避難誘導班は、火災が発生している場合は出火階及び上階の者を優先して避難誘導しなければならない。

- 2 建物に倒壊危険がある場合は、在館者を速やかに屋外へ避難させる。
- 3 統括管理者及び地区隊長は、避難の指示を出すまで、入居者及び在館者を落ち着かせ、柱や壁ぎわなどの安全な場所で待機させる。
- 4 統括管理者は、一斉避難を行う場合は、避難者をブロックごとにわけ、避難させる。
- 5 統括管理者は、火災の延焼状況及び建物の倒壊等の状況から危険が切迫しているときは、津市市地域防災計画に定める避難場所へ避難誘導する。
- 6 避難誘導にあたっては、拡声器・メガホン等を活用し、避難の際には先頭と最後尾に誘導員を配置する。
- 7 防災センター勤務員は、揺れがおさまった後に早期に館内放送を行い、パニック発生の防止に努める。

(避難施設・防火上の構造等の管理)

第 32 条 統括防火・防災管理者又は入居者は、避難施設及び防火設備の機能を有効に保持するため、次の事項を遵守するものとする。

- (1) 避難口、廊下、階段、避難通路その他の避難施設
 - ア 避難の障害となる設備を設け又は物品を置かないこと。
 - イ 避難口等に設ける戸は、容易に解錠し開放できるものとし、開放した場合は廊下、階段等の幅員を有効に保持すること。
- (2) 火災が発生したときは延焼を防止し、又は有効な活動を確保するための防火設備
 - ア 防火戸は、常時閉鎖できるようにその機能を保持し、閉鎖の障害となるくさびや物品を置かないこと。
 - イ 防火戸に近接して延焼の媒体となる可燃性物品を置かないこと。

(避難経路の案内)

第 33 条 統括防火・防災管理者は、各階ごとの配置図、避難通路及び屋外に通ずる避難経路の案内図を作成・掲示するとともに、入居者に周知するものとする。

- 2 前項の案内図は、主要箇所に掲示すること。

第6章 自主・法定点検

(点検・検査)

第34条 防火対象物及び防災管理対象物の自主点検及び消防用設備等の自主点検は、別表12・13に基づき定期的に実施するものとする。

- 2 防火対象物及び防災管理対象物の消防用設備に係る法定点検は、有資格者又は点検業者が行い、維持管理に努めるものとする。
- 3 自主点検及び法定点検の実施者は、点検の結果、不備・欠陥が発見された場合には、速やかに統括防火・防災管理者に報告するものとする。
- 4 統括防火・防災管理者は、報告を受けた内容に不備・欠陥がある時は、管理権原者に報告し改修を図るものとする。

第7章 教育・訓練

(管理権原者の取り組み)

第35条 管理権原者は、自らの防火・防災管理についての知識・認識を高めるため、防火・防災に関するセミナー等に参加するものとする。

- 2 管理権原者は、統括防火・防災管理者、防火・防災管理者及び入居者の法定講習及び防火・防災講演会等の教育について必要な措置を講ずるものとする。

(防火・防災管理者の教育)

第36条 統括防火・防災管理者は、消防機関が行う講習会及び研修会等に参加するとともに、入居者に対する防火・防災研修会等を案内するものとする。

(自衛消防組織の要員に対する教育)

第37条 自衛消防業務に従事する者への教育は、防火・防災管理者が実施計画を作成し、教育等を実施するものとする。

- 2 本部隊の班長への教育は、自衛消防業務講習を受講させるものとする。

(入居者等の訓練)

第38条 統括防火・防災管理者は、入居者等に対し、火災、地震、毒性物質の発散等の災害が発生した場合、迅速かつ的確に所定の行動ができるよう次により訓練を行うことができるものとする。

1 総合訓練

- (1) 火災総合訓練
- (2) 地震総合訓練

2 個別訓練

- (1) 指揮訓練
- (2) 通報訓練
- (3) 消火訓練
- (4) 避難訓練

- (5) 救出救護訓練
- (6) 安全防護訓練
- (7) 消防隊の誘導・情報提供訓練
- (8) 毒性物質の発散等の災害に係る対応訓練

3 その他の訓練

- (1) 建物平面図、配置図等を使用した図上訓練
- (2) 自衛消防隊の編成及び任務の確認
- (3) 自衛消防活動に供する機器、装備の取り扱い訓練

(統括管理者等の資格管理)

第 39 条 統括防火・防災管理者は、自衛消防業務に従事する者の講習受講状況を管理するものとする。

(入居者等の教育計画)

第 40 条 入居者等の教育訓練の実施時期及び内容は別表 14 「教育訓練計画」のとおりとする

第 8 章 雜則

(消防機関との連絡)

第 41 条 管理権原者又は統括防火・防災管理者の消防機関への各種届出等について、別表 15 「消防機関への届出、連絡事項一覧」のとおり行うものとする。

- 2 管理権原者は、報告又は届出した書類及び防火・防災業務に必要な書類等を整理、保管しておくものとする。
- 3 防火・防災業務に必要な書類は、別表 16 「防火・防災管理維持台帳に編冊する書類等の一覧」のとおりとする。

(周辺地域の事業所・住民等との連携体制)

第 42 条 管理権原者は、周辺地域と協議し地震発生時の応援体制について、消火活動及び救出・救護活動等に関する応援協定の締結等に努めるものとする。

- 2 協定集結事業所と合同で訓練を行うよう努めるものとする。

(規程の施行)

第 43 条 この消防計画は、平成 24 年 6 月 26 日より施行する。